議案第93号

桐生市立認定こども園設置条例の一部を改正する条例案

桐生市立認定こども園設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年11月30日提出

桐生市長　荒　木　恵　司

桐生市立認定こども園設置条例の一部を改正する条例

桐生市立認定こども園設置条例(令和6年桐生市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条の表に次のように加える。

桐生市立黒保根こども園	桐生市黒保根町水沼199番地1

附　則

(施行期日)

1　この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(桐生市保育園条例の一部改正)

2　桐生市保育園条例(平成10年桐生市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条中「別表」を「次」に改め、同条に次の表を加える。

名称	位置
桐生市立相生保育園	桐生市相生町二丁目482番地の1

別表を削る。

議　案　説　明

議案第 93 号　桐生市立認定こども園設置条例の一部を改正する条例案

　黒保根保育園を認定こども園に移行することに伴い、所要の改正を行おうとするものです。